

令和5年2月7日

会 員 各 位

(公社) 山形県トラック協会  
業 務 部

## 改正改善基準告示に関する荷主向けパンフレットの送付について

平素は当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、令和6年4月から改正改善基準告示が施行されることを受けて、荷主様用に改正改善基準告示に関するパンフレットを作成しております。

つきましては、貴事業者との取引がある荷主様へ送付のご希望がある方は、2月24日(金)までに下記の「改正改善基準告示に関する荷主向けパンフレットの送付先入力フォーム」より入力をお願い致します。

なお、山形県トラック協会ホームページからもリンクがご利用いただけます。

※本フォームに入力した荷主様への送付は、直接、全日本トラック協会より届くこととなっております。

### ■ 「改正改善基準告示に関する荷主向けパンフレットの送付先入力フォーム」

・ URL <https://jta.or.jp/ninushi-jvoho.html>

・ QRコード



以上